

○ 美幌・津別広域事務組合消防操法及び消防用具 操法に関する規則

〔昭和 46 年 12 月 1 日〕
規 則 第 9 号

改正 平成 3 年 3 月 7 日 規則第 15 号

消防操法及び消防用具操法については、自治省消防庁において、定められるこれらに関する準則に基づき行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年規則第 15 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。